

本年度活動支援する

まちづくり基金事業の活動団体を決定しました

問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935

町では、町民活動団体が町内で自主的かつ主体的に行う公益的な事業の支援を目的とし、まちづくり自動販売機の売上げの一部を原資とした、まちづくり基金事業に取り組んでいます。

今年度は、18 団体のまちづくり活動を支援します。

▽支援する団体

①新規 5 団体

基山SGK プロジェクト、第 17 区自主防災会、すまいるフォトボランティア、きやまオリーブの会、けやき台ハッピーキャット

②継続 13 団体

手をつなごう図書館の会、第 7 区自治会、基肄かたろう会、オレンジクラブ基山、きやま創作劇実行委員会、モンキーサロン、第 15 区自主防災会、基山みんな元気体操の会、A ふぁみりー s、基山職人の会、きやまニコニコ SJ クラブ、ふれあい広場実行委員会、NPO 法人 COOL BEAT DANCE SCHOOL

▽活動報告会等

活動実績は、毎年 3 月下旬に一般公開で実施する基金事業報告会や町のホームページで公表しています。

地域の良き相談相手

民生委員・児童委員に委嘱されました

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

4 月 20 日付けで新たに次の方が民生委員・児童委員として、厚生労働大臣から委嘱されました。任期は、令和 4 年 11 月 30 日までです。

▽酒井 友子さん

担当区域 13 区（北本桜 4～7 丁目・本桜 5～8 丁目・町営）



酒井 友子さん

親子の参加大募集！

親子で川の生き物調査隊 ～水生生物調査～



日時・場所 7 月 19 日（日）基山会場（基山共乾付近実松川）

※午前 9 時～11 時（午前 8 時 40 分受付開始）。当日は現地集合です。

天候により延期する場合があります。

予備日：7 月 26 日（日）

内容 川の中に住んでいる生き物の種類や数を調べることで、川の汚れの程度を調べます。

対象 小学 3～6 年生とその保護者

定員 親子 20 組 ※先着順

申込み方法 7 月 10 日（金）までにまちづくり課へお申し込みください。

申込み・問合せ先 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

夏の交通安全県民運動

～やめよう!佐賀のよかろうもん運転～

県では、7月8日から17日までの10日間を「夏の交通安全県民運動」期間と定め、道路交通環境の改善に向けた取組を行います。

夏休みやお祭り等で外出の機会が増え、暑さによる気のゆるみが原因の交通事故の発生が心配されます。交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを身につけ、いつも通る道ほど気をつけましょう。

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

◆交通安全7つの心得◆

1. 「よかろうもん運転」の根絶

県特有の「よかろうもん運転（ウィンカーなどの合図を出さなくても、信号を守らなくても、車間距離をとらなくても、スマホを使っても、よかろうもん）」は、交通事故発生の大いなる要因となっているので、絶対にしないでください。

また、5月末現在、県内で発生した人身交通事故のうち4割以上が追突事故となっています。追突事故防止のため「みつの3」運動を推進しています。

① 3秒間の車間距離

② 3秒・30m ルールの徹底（※）

③ 3分前の出発

※進路変更や右左折時は、3秒30m手前で合図を出しましょう。

2. 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

夏季は、長期休み等の解放感、暑さや疲労による集中力の低下などにより、子どもや高齢者が事故の被害に遭うおそれが高くなります。子どもや高齢者を見かけたら、速度を落とすなど運転に十分注意しましょう。

3. 高齢者の交通事故防止

5月末現在、県内で発生した人身交通事故のうち4割以上が65歳以上の高齢者が関係した事故となっています。運転に不安がある方は、役場で運転免許証自主返納の受付を行っております。また、自ら運転免許証を返納された高齢者の方へ支援を行っております。

4. 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、重大な交通事故に直結する危険性が極めて高い悪質な行為です。飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」環境を作り、ハンドルキーパー運動を実践しましょう。また、酒の種類や量によってアルコールが排泄される時間は異なります。飲酒をする際は、十分に注意してください。

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートを着用し、交通事故発生時における被害を軽減しましょう。

6. 「原則ハイビーム」による夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、下校や退社、買い物等による「人と車」の動きが活発になる時間帯と日没による視認性が低下する時間帯が重なり、交通事故のリスクが高まります。そのため、ドライバーの方は「原則ハイビーム」及び車両の早めのライト点灯を徹底し、歩行者、自転車利用者の方は、反射材用品を身につけるようにしましょう。

7. 自転車の安全利用の推進

便利な自転車は気軽に利用されていますが、「軽車両」に分類されます。自転車も車と同様に標識や標示に従ってください。違反をすると罰則を科せられる可能性があります。

自転車安全利用5則

①自転車は車道が原則、歩道は例外です。 ②車道は左側を通行してください。

③歩道は歩行者優先です。通行する際は車道側を徐行してください。

④安全ルールを守りましょう。 1. 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

2. 夜間はライトを点灯

3. 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認

⑤子どもにはヘルメットを着用させましょう。